

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年4月28日（火） 第9196号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 指定障害児通所支援事業者の指定（264）（中部総合事務所福祉保健局）・・・2
土地改良区の役員の就退任（265）（西部総合事務所農林局）・・・2
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・2

告 示

鳥取県告示第264号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月28日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
イナバ商運株式会社	倉吉市津原669-1	放課後等デイサービス ウイズ・ユ－琴浦	東伯郡琴浦町大字八橋 162-4	児童発達支援、放課後等 デイサービス	令和2年5月7日

鳥取県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり尾高井手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年4月28日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

退任した役員の氏名及び住所

監 事 田 中 稔 西伯郡伯耆町吉定839
 // 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
 // 伊 達 孝 志 米子市尾高1168

令和2年4月30日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 田 中 稔 西伯郡伯耆町吉定839
 // 野 坂 利喜雄 米子市石州府433
 // 伊 達 孝 志 米子市尾高1168

令和2年5月1日就任 任期4年

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年4月28日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者

経験者講習	令和2年5月30日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各 警察署の管内に居住する者
-------	-------------------------------------	-------------------------	-------------------------------

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑